

市町村の除染への支援にかかる当面の対策について

1 除染支援チームの編成（12月21日）

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された8市町の円滑な除染を推進するため、関係職員で構成する4グループの除染支援チームを編成し、調査測定、除染計画の策定、除染の措置などの支援をします。

2 環境審議会に（仮称）放射能対策専門委員を設置（12月26日）

本県の環境の保全にかかる基本的事項を調査審議する「環境審議会」において、放射能対策などのあり方について諮問し、同審議会に、「（仮称）放射能対策専門委員」を設置することで、有識者の意見を県の施策に反映させます。

3 除染対策連絡調整会議の設置（12月26日）

汚染状況重点調査地域の8市町が除染対策を推進するにあたり、県と当該市町による除染対策連絡調整会議を設置し、相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、今後の円滑な除染の実施につなげます。

4 除染アドバイザーの委嘱（1月以降）

汚染状況重点調査地域以外の市町村のマイクロホットスポット対策を実施する上で、除染や放射線・放射能などの専門的な知識を有した学識経験者を除染アドバイザーとして委嘱し、現場への派遣や技術的助言など当該市町村に対する技術的支援をします。